

GEG 低圧動力実施要綱
[特定送配電事業供給地点内小売供給]

2025年10月1日実施

I 本則

1 適用条件

この GEG 低圧動力実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、当社が、電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号に定める特定送配電事業により、電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときのうち、低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に、電気標準約款（以下「標準約款」といいます）とあわせて適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

2 契約期間

契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。なお、原則として契約期間満了に先だつての他実施要綱に規定する需給契約への変更はできません。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト、周波数は標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

4 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

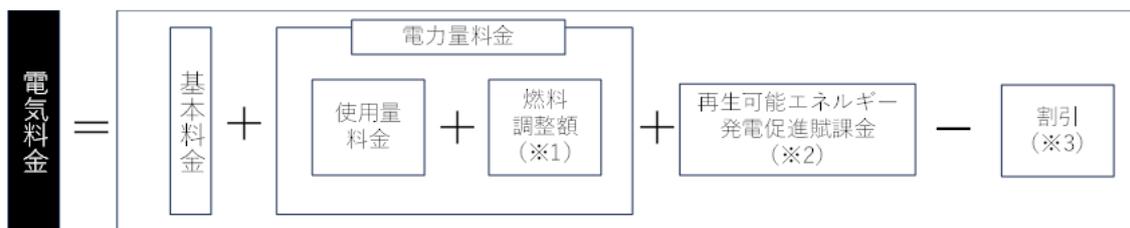
5 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

6 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を控除した額といたします。



※1 当社が設定する燃料調整額はマイナス基調であり、値引き効果を持ちます。

※2 国が定める単価に従い、額を決定します。

※3 割引がある場合、電気標準約款でその内容を定義します。

(1)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

基本料金 (税込)	1kW ごとに、ひと月	1kW につき	1,043 円 02 銭
-----------	-------------	---------	--------------

(2)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金 (税込)	ひと月	1kWh ごとに	25 円 08 銭
------------	-----	----------	-----------

(3)その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

7 その他

(1)この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附則

この実施要綱は、2025年10月1日から実施いたします。